

令和6年度答申第14号

令和7年 3月17日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年9月2日付け松教生企第185号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。しかしながら、原本を紛失したということであり、今後は、公文書の保管、管理には十分な注意を払い、紛失などが無いよう、対応を求める。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年3月29日付け公文書開示請求書により、「教育委員会の本庁及び松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校に係る郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成28年度以降のもの一切。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、平成31年4月12日付け公文書一部開示決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年7月2日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年9月6日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

ボーンインデックスの提出を求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。同一の実施機関による従前の処分、本件開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が特定されたもので尽くされているとは、到底、考えられない。処分庁は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な特定を行った蓋然性は高く対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

従前の処分や担当者との別件での遣り取りからしても、処分庁は、対象文書を極めて限定的に解釈しており、条例第3条第1項の規定に鑑みても、条例第7条本文の規定に違反することは明らかである。

処分庁は、文書の保存期間を1年と設定しており、平成28年度以前の文書は不存在であるとしているが、廃棄していないのであれば保存期間が経過していても特定したうえで不開示事由に該当しない限り開示義務が生ずるというべきであるから、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」には該当しない。

処分庁は、氏名又は住所を非開示としたとするが、開示文書の記載からは、全国市長会など団体の所在地が非開示とされたと見受けられるものが含まれている。そうすると、条例第7条第2号ではなく、同条第3号アの該当性により開示・非開示を判断すべきであるし、団体の名称が開示になっており、同団体がその所在地を公にしている以上、同条第3号アには該当しないし、条例第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、上記の誤謬を惹き起こしたとすれば、同項の要求する理由附記を十分に果たしたとは言えない。そして、当該非開示箇所には担当者の個人名が記載されている可能性も否定できないが、この場合は役員等の氏名が記載されていない限りは第2号該当性の附記が妥当となろう。しかし、当該宛て先もまた、白抜きによる非開示箇所なのか、そもそも記載されていないのかが明らかではない。このことから、処分庁は、審査請求人が十分な反論をすること

ができない事態を惹き起こしているというべきである。したがって、条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記の不備の違法があると言わざるを得ないから、当然に取り消すべきである。

本件不開示箇所は、条例第7条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当するものが含まれる。

公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。

非開示箇所が黒塗りではなく白抜きされているが、非開示箇所以外のコントラスト等からして明らかに非開示とされているとわかる分であればともかく、白抜きで非開示とされているのか、そもそも記載されていないのかが何らも明らかになっていないうえに、通知書の記載を以てしても明らかになっていないことから、非開示箇所を明示しておらず、違法である。

理由附記に不備があることから、開示文書の記載を確認しても、十分な反論ができないでいることから、弁明書においては十分な理由を弁明することを求める。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 文書の特定について

開示請求文書のうち「教育委員会の本庁に係る公文書」として、郵券類交付申請書(平成29年度分及び平成30年度分)及び文書発送依頼票(平成29年度分及び平成30年度分)を特定した。

イ 非開示理由について

(ア) 郵券類交付申請書には、宛て先、氏名、住所が記載されており、これらを公にすることは、記載されている者の個人情報明らかにすることであり、条例第7条第2号に該当する。

(イ) 文書の保存期間を1年と設定しており、平成28年度以前の文書を廃棄しており、不存在であることから、条例第10条第2項に該当する。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の特定について

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（条例第6条第1項第2号）を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。（条例第3条第1項）

本件において開示請求のあった文書は、「教育委員会の本庁及び松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校に係る郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成28年度以降のもの一切。」であり、処分庁は、教育委員会にかかる郵便関係の公文書として、教育財務課が保有する平成29年度及び30年度の郵券類（ハガキ、切手）交付申請書を特定し、開示している。

松戸市教育委員会における郵便業務は、教育財務課が所管している。返信用封筒などに切手を貼る場合など、郵券類が必要となる場合は、郵券類交付申請書に必要事項を記載し、教育財務課に提出することで各課は切手等の交付を受けている。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、処分庁は、特定した文書に記載されている以外の郵送事案はないないとのことであった。また、松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校についてもかかる文書は存在していないとのことである。とすると、開示された本件文書で特定は尽くされているものと認められる。

(2) 非開示部分について

本件非開示部分は、郵便物のあて先であり、送付先の氏名、または、住所が記載されている可能性がある。あて先が自然人の場合、氏名や住所は

個人情報であり、非開示情報である。(条例第7条第2号本文)

この点、審査請求人は、本件非開示部分であるあて先に記載されているものは、個人の氏名、住所だけでなく、法人の名称（または役員名）や住所が記載されており、これらは公開されていることから、開示すべきと主張している。

当審査会において、当該箇所につきインカメラ審理を行おうとしたが、処分庁は開示後、特定した文書を紛失しており、インカメラ審理を行うことができなかった。そのため、非開示部分について、記載内容の確認及びその非開示情報該当性の判断をすることができなかった。

(3) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、本件処分通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 白塗りについて

本件においては、非開示部分を被覆するにあたり、白塗りにより対応している。

非開示情報を白塗りで被覆した場合、開示請求者は、当該箇所に情報が記載されているかどうか不明であり、不服の判断等に支障を与える可能性がある。そのため、松戸市情報公開の手引では、開示請求に係る公文書に非開示情報が記載されているときは、当該部分を黒塗り、あるいは、白抜きのうえ「対象外」と記載することを指示している。

白塗りについては、違法とまでは言えないものの、かかる不利益が認められることから、当審査会としては、実施機関に対し、今後、非開示情報を被覆するときは、同手引に基づき適切な処理を行うよう意見する。

(5) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

(6) 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

本件においては、開示対象として特定された公文書の原本が紛失により不存在であったことから、インカメラ審理を行うことができず、非開示部分の適否について判断することができなかった。

処分庁において、公文書の取扱いについて松戸市教育委員会公文書取扱規程（昭和59年松戸市教育委員会訓令第3号）を定めているが、保存期間に関しては、同規程第36条の規定により、松戸市公文書管理規則及び松戸市公文書管理規程の例によるとされている。同規則第8条及び別表で保存期間について、第9条で保存期間の起算日について定められているが、第10条で第8条・第9条の例外として、保存期間の延長について定められている。

保存期間の満了する日において、同規則第10条第1項第4号で、条例に基づく開示請求があった公文書については、条例第10条各項の決定のあった日の翌日から起算して1年間、同項第3号で現に継続している不服申立てにおける手続き上の行為をするために必要とされる公文書については、当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間が経過する日までの間、保存期間を延長するものとする定められている。とすると、上記の公文書の原本紛失は、同条に反することとなる。

よって、今後は、公文書の保管、管理には十分な注意を払い、紛失などがないよう、対応を求める。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 9月 2日	諮問書の受理
令和 6年10月23日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年11月28日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月15日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 2月19日	第4回審査会（審議）
令和 7年 3月17日	第5回審査会（審議）